

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第81号

令和7年度から令和11年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター旧病棟他撤去その他工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（平成18年4月1日規程第30号。以下「契約事務取扱規程」という。）第4条並びに地方独立行政法人大阪府立病院機構物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成31年1月30日規程第360号）第6条及び第7条の規定により公告する。

令和7年10月1日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 遠山 正彌

1 担当部署（問い合わせ先）

〒583-8588 大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号
大阪はびきの医療センター事務局 新病院整備グループ
TEL 072-957-2121（代表）

2 工事概要等

(1) 工事名称

大阪はびきの医療センター旧病棟他撤去その他工事

(2) 工事場所

大阪府羽曳野市はびきの三丁目地内
大阪はびきの医療センター

(3) 工事概要

撤去工事一式

撤去対象物（撤去範囲は、一部躯体を除く）

- ・旧病棟 SRC造（一部S造）地上12階建地下1階 塔屋2階 延べ面積 24,838.53㎡
- ・一般食堂棟 S造 平屋建 延べ面積 456.45㎡
- ・集塵ステーション RC造 地上3階建 延べ面積 547.5㎡
- ・処理槽 RC造 平屋建 延べ面積 367.16㎡
- ・増設処理槽 RC造 平屋建 延べ面積 301.02㎡
- ・その他付帯施設

その他撤去工事（電気設備、機械設備、外構）

アスベスト除去工事一式

上記に伴う、電気設備工事一式、機械設備工事一式、外構工事一式、植栽工事一式

(4) 工期

契約締結日から令和11年5月31日(木)まで

(5) 入札手続

本入札は、郵送（書留郵便）又は宅配便（以下「郵送等」という。）により入札参加資格確認申請書類及び入札書等の提出を行う。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者（（7）に規定する特定JVにおける構成員も含む。）（以下「入札参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たす者であること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 契約事務取扱規程第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 公告日以前に、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

(4) この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者
 - ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、入札参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (5) 入札に参加できる企業形態は、以下に示すいずれかであること。
- ア 単体建設企業
 - イ 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）
- (6) 単体建設企業又は特定JVにおける代表構成員（以下「代表構成員等」という。）及び構成員は、次の条件をすべて満たしていること。
- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち建築一式工事（以下「建築一式工事」という。）について、令和7、8年度大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格者名簿（以下「登録者名簿」という。）に登録をされている者であること。なお、登録者名簿に登録をされていない者は、大阪府電子申請システム（※資格認定・名簿登録までには、電子申請後、添付書類の到着から約1週間が必要とのこと。）（<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>。以下「システム」という。）により資格登録の手続及び資格登録に必要な添付書類の提出（以下、「資格登録の手続等」という。）を行った上、発注スケジュール（入札説明書（別表2））に定める申請期間内に入札参加申請しなければならない。資格登録の手続等を行わない者は、本件入札に参加することはできない。
 - イ 建築一式工事について、建設業法第15条第1項に規定する特定建設業の許可を有すること。
 - ウ 建築一式工事について、令和6年4月14日以後の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けた者であること。ただし、入札参加資格確認申請書の提出時点において当該要件を満たさない者については、当該条件を満たす経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を入札執行（開札）までに受ける見込みを確認することができる書類を提出することができる者。
 - エ 本工事の入札に重複して参加していないこと。
 - オ 入札執行（開札）における経営事項審査の結果の総合評定値（以下「経営事項審査点」という。）が代表構成員等にあつては1,200点以上、構成員にあつては1,000点以上であること。
- (7) 特定JVの結成に当たっては、次の条件をすべて満たしていること。
- ア 構成員は単体建設企業とし、構成員数は2者若しくは3者であること。
 - イ 代表企業の出資比率は、構成員中最大であること。

ウ 一構成員の出資比率は、構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。

エ 共同施工方式によるものであること。

- (8) 代表構成員等は、以下の建物撤去工事の工事实績を有していること。(元請での工事实績であること。)なお、新築等工事に伴う建物撤去工事を含む1契約の工事实績でも可とする。

階 数：地上8階建て以上

建物種別：問わない。

構 造：SRC造、RC造又はS造

延べ面積：問わない。

- ア 工事实績(発注者を問わない)は、建物撤去工事又は1契約の新築等工事に伴う建物撤去工事のいずれかで、平成27年4月1日から入札参加資格確認申請書提出日までの間に完成、引渡しが完了しているものとする。ただし、公共工事(注1)のうちコリズ(注2)で実績が確認できるものについては、平成22年4月1日から入札参加資格確認申請書提出日までの間に完成、引渡しが完了しているものとする。

(注1) 公共工事とは、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人又は地方住宅供給公社が発注した工事をいう。

(注2) コリズとは、(一財)日本建設情報総合センターによる工事实績情報サービス入力システムをいう。

イ 新築等工事とは、新築、増築、改築をいう。

ウ 改築とは、建築物の全部を除去し、引続きこれと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てることをいう。

エ 構造、階数の算定は建築基準法による。

オ 工事实績が共同企業体による受注の場合の取り扱い

・共同企業体の出資比率が20%以上のものに限る。

- (9) 代表構成員等は、「建築一式工事」に係る「監理技術者」を専任で配置できること。ただし、本入札の入札参加資格確認申請書提出日において3ヶ月以上の雇用関係が確認できる者に限る。なお、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(専任特例2号)の配置は認めない。

- (10) 特定JVの代表者以外の構成員は、主任技術者(国家資格を有するものに限る。)を当該工事に専任で配置することができる者であること。

- (11) 「監理技術者」又は「主任技術者」は、建設業法第26条第3項の規定により、公共性のある工作物に関する重要な工事には、工事現場ごとに専任の者を配置する必要がある。この場合、特定建設業又は一般建設業の許可要件である、「経營業務の監理責任者」及び「営業所における専任技術者」の配置は認められない。(重要な工事とは、請負代金額4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万以上の工事である))

4 入札説明書等の交付

入札説明書及び入札参加資格確認申請書等を次のとおり交付する。

- (1) 交付期間
令和7年10月1日（水）午前9時から同年10月22日（水）午後5時まで
 - (2) 交付方法
大阪はびきの医療センター（以下、「医療センター」という。）のホームページにおいてダウンロードができる。
ホームページURL <https://www.ra.opho.jp/news/news-24907/>
ホームページによるダウンロードが困難な場合は、1担当部署にて交付する。この場合の交付期間は上記（1）と同様とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- 5 入札参加資格申請手続等
- (1) 入札参加希望者は、次に従い、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格を確認するための添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、医療センターの確認を受けなければならない。
 - ア 提出期間
令和7年10月1日（水）午前9時から同年10月22日（水）午後5時までに必着のこと。
 - イ 提出方法
郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。
 - ウ 提出場所
1担当部署に同じ。
 - エ 提出書類
別紙「提出書類について」によるものとする。
 - (2) 入札参加資格確認通知書返送用封筒を申請書類に同封すること。この返送用封筒には、返送先を明記し、返信用切手を貼ること。（切手料金はA4版普通紙1枚と封筒分の重量とする。）
 - (3) 入札参加資格の審査結果の通知
入札参加資格審査の結果、入札参加資格確認通知書に参加資格の有無を記載し、令和7年10月27日（月）に通知する。
 - (4) その他
申請書類の作成費用及び提出に要する郵送等の費用は、提出者の負担とする。なお、提出された申請書類は、返却しない。また、郵送等の事故により、入札公告等で指定した場所・期限までに申請書類が到着しなかった場合、医療センターは一切の責めを負わない。
- 6 設計図書等の交付
- 設計図書等交付請求書及び秘密保持誓約書（様式第1号）を提出し交付の要件を満たすと確認された者に対し、令和7年10月1日（水）より設計図書等を交付する。設計図書等には入札書、低入札価格調査意向確認書、契約書（案）、図面及び補足説明書（以下「設計図書等」という。）等が含まれる。
- (1) 交付期間

令和7年10月1日（水）午前9時から同年11月12日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

設計図書等の交付を希望する者は、設計図書等交付請求書及び秘密保持誓約書（様式第1号）を郵送にて提出すること。

提出場所は、1担当部署とする。令和7年10月22日（水）午後5時までに必着のこと。

設計図書等交付請求書及び秘密保持誓約書（様式第1号）を提出し交付の要件を満たすと確認された者もしくは入札参加資格の要件を満たすと確認された者に対し、指定のアクセス先URL及びパスワードを記載した電子メールを送付する。これを受理した者は、指定のURLにアクセスして設計図書等をダウンロードすること。

なお、設計図書等交付請求書及び秘密保持誓約書（様式第1号）を提出しなかった場合は、入札参加資格の要件を満たすと確認された者に対し、入札参加資格確認通知書と併せて交付する。

また、ホームページによるダウンロードが困難な場合は、1担当部署へ電話連絡し、交付方法等を確認すること。

(3) 交付の要件

建築一式工事について、令和7、8年度の大阪府建設工事一般競争入札（特定調達）参加資格者名簿に登録されている者であること。

かつ建築一式工事について、建設業法第15条第1項に規定する特定建設業の許可を有すること。かつ建築一式工事について、令和6年4月14日以後の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けた者であること。ただし、入札参加資格確認申請書の提出時点において当該要件を満たさない者については、当該条件を満たす経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を入札執行（開札）までに受ける見込みであること。経営事項審査点が表示構成員等にあつては1,200点以上、構成員にあつては1,000点以上であること。

(4) 交付する設計図書等

入札説明書 交付書類一覧表（別表1）参照のこと。

7 入札書の提出、入札執行（開札）の日時及び場所等

(1) 日時

令和7年11月14日（金）午後2時

(2) 場所

大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪はびきの医療センター 3階中会議室

(3) 郵送等による入札書、工事費内訳書（以下「入札書等」という。）の受付期間及び提出場所

ア 提出期間

令和7年10月27日（月）午前9時から同年11月12日（水）午後5時までに必着のこと。

イ 提出方法

郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

ウ 提出場所

1 担当部署に同じ。

エ 提出にあたっては、本工事における入札参加資格確認通知書（写し可）、低入札価格調査制度における調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った場合の低入札価格調査の意向を確認する低入札価格調査意向確認書（様式第19号）（以下「意向確認書」）、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（3（6）ウただし書きに該当する者に限る。）、入札結果通知書返送用封筒及び当該入札額の根拠となる工事費内訳書を同封すること。この返送用封筒には、返送先を明記し、返信用切手を貼ること。（切手料金はA4版普通紙1枚と封筒分の重量とする。）

(4) 入札の結果

入札の結果は、落札者に通知するとともに、入札参加者に「入札結果通知書」を送付する。

(5) その他

ア 入札書等の作成費用及び提出に要する郵送費用は、入札参加者の負担とする。

なお、提出された申請書類は、返却しない。

イ 入札書（様式第14-1号）及び当該入札額の根拠となる工事費内訳書（様式第14-2号）は封かん（別紙②及び③参照）しなければならない。

8 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札内訳書において出精値引は認めない。ただし、百万円未満の切り捨ては認める。

(3) 本入札は、予定価格及び調査基準価格を事前公表して行う。なお、失格基準価格、最低制限価格は設定しない。

予定価格等は、入札説明書に記載している。

ホームページURL <https://www.ra.opho.jp/news/news-24907/>

(4) 開札は、入札参加者からあらかじめ医療センターが選定した入札立会人2者と当該入札事務に関係のない医療センター職員の立会いの上、行うものとする。

(5) 入札参加者は、開札を傍聴することができる。ただし、開札に関する意見や発言等は認めない。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

(1) 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。

ア 納付期日

契約締結の日

イ 納付場所

1 担当部署とする。

(2) 上記にかかわらず、契約事務所取扱規程第26条第1項第1号又は第2号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

11 誓約書の提出の確認

落札者は、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書及び社会保険等に関する誓約書を提出すること。

12 入札の無効

(1) 期限までに入札参加資格確認申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに一般競争入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(2) 医療センターより入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札日時までに入札参加資格を欠くことになった者が提出した入札書は無効とする。

(3) 意向確認書において、調査資料を提出する意思のない旨を示した場合で、調査基準価格未満の価格で提出した落札候補者の入札書は無効となる。

(4) 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合で、かつ意向確認書を提出しなかった場合又は調査資料提出に関する意思が確認できない意向確認書を提出した場合は、調査資料を提出する意思がないものとみなし、当該落札候補者の入札書は無効とする。

(5) 無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

落札者は、以下の方法により決定する。

落札者を決定した場合は、その金額（契約希望金額）を請負代金額とする。

なお、請負代金額に1円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。

(1) 全ての入札者の入札価格が予定価格の制限の範囲内で、且つ調査基準価格以上の場合

ア 最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 落札となるべき価格と同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる抽選にて落札者を決定する。

(2) 調査基準価格未満で入札した者があった場合

ア 低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

イ 低入札価格調査の結果、落札候補者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。ただし、次順位者の入札価格が調査基準価格未満であるときは、改めて、低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

ウ 低入札価格調査を行う場合、最低の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、くじにより決定された順位に従い低入札価格調査

を行う。この場合、上位順位の者を落札者とした場合は、次順位以降の者の低入札価格調査は行わない。

- (3) 結果通知（落札者決定）の公表は、医療センターホームページにて行う。

ホームページURL <https://www.ra.opho.jp/>

14 手続きにおける交渉の有無

無

15 契約手続等

- (1) 契約書を作成する。

- (2) 落札者が医療センターの示した条件に違反した場合は、契約を締結しないことがある。

16 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国の通貨とする。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口

1 担当部署に同じ。

- (3) 当該工事に直接関連する他の工事の契約を当該工事の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

- (4) 詳細は入札説明書及び設計図書等による。

17 Summary

- (1) Project name:

Demolition of former hospital wards, etc and other construction work for Osaka Habikino Medical Center

- (2) Period of tender application:

From 9:00 a.m. on October 1, 2025 to 5:00 p.m. on October 22, 2025

- (3) Period of tender submission:

5:00 p.m. on November 12, 2025

- (4) Bid opening:

2:00 p.m. on November 14, 2025

- (5) For more information, please contact:

New hospital maintenance group, Osaka Prefectural Hospital Organization Osaka Habikino Medical Center

3-chome 7-1 Habikino, Habikino-shi, Osaka-fu 583-8588, Japan

TEL 072-957-2121

(We accept applications that are presented in Japanese only.)